特別養護老人ホームあきなかの運営規程

(目 的)

第1条 社会福祉法人慈楽福祉会が設置する特別養護老人ホームあきなかの(以下「施設」という。)において実施する指定介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。
 - 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めるものとする。
 - 3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条 の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に 行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 特別養護老人ホームあきなかの
 - (2) 所在地 広島市安芸区中野三丁目 9 番 5 号

(職員の職種、人数、及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、人数、及び職務内容は次のとおりとする。ただし、利用者の 処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種については 兼任又は兼務することができる。
 - (1) 管理者 1名

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

(2) 医師 1 名以上

入所者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(3) 生活相談員 1 名以上

入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は身元引受人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(4) 看護職員 2名以上

入所者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(5) 介護職員 8名以上(常勤換算)

入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

- (6) 栄養士または管理栄養士 1名以上 入所者に提供する食事の管理、入所者の栄養指導に従事する。
- (7)機能訓練指導員 1名以上 入所者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練を行う。
- (8)介護支援専門員 1名以上

施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

- (9) 事務職員 1名以上
 - 施設の庶務及び会計事務に従事する。
- 2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

(利用定員)

第5条 施設の定員は30名とする。

(施設サービスの内容)

- 第6条 事業の内容は、介護保険給付対象サービスとして、利用者に対して作成される施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供する。また栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理、口腔衛生の管理とする。
 - 2 前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用については説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(利用料等)

第7条 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、 そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合 に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第21号尚更新後はそれに基づく)によるものとする。

- 2 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 居住に要する費用
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜の うち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担さ せることが適当と認められるものについては実費を徴収する。
- 3 前項(1)及び(2)については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。
- 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、入所者又はその家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付するものとする。
- 5 指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを 受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と 認められる事項を記載した領収書を交付するものとする。

(要介護認定に係る援助)

- 第8条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被 保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確か めることとする。
 - 2 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の 申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者 の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
 - 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第9条 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な 便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健 施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
 - 2 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居 宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供する ものとする。
 - 3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の 把握に努めるものとする。
 - 4 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第4条に定める従業者の間で協議し、定期的に検討するものとする。
 - 5 施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、入所者及びその家族の希望、入所者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第 10 条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
 - 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携 に努めるものとする。

(衛生管理等)

- 第 11 条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的 な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を 適切に行うこととする。
 - 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各 号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(協力病院等)

第12条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定める。 2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

- 第 13 条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び 厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのため のガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
 - 2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での指定介護福祉施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入

所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

- 第 14 条 施設は、提供したサービスに係る入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に 対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること とする。
 - 2 施設は、提供したサービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
 - 3 施設は、提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、 国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助 言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

(地域との連携等)

- 第 15 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
 - 2 施設はその運営に当たっては提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 16 条 施設は、サービス提供を行っているときに、入所者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関に連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 17 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
 - (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市 町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 18 条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を 講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現 に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、こ れを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第19条 施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、 身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観 察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
 - 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第 20 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び 訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更 を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第 21 条 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - 2 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契 約の内容とする。
 - 4 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において 行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な 範囲を 超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明 確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 施設は、指定介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した 日から最低5年間は保存するものとする。
 - 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人慈楽福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1. この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- 2. この規程は、平成15年 4月 1日から変更する。
- 3. この規程は、平成16年 2月 1日から変更する。
- 4. この規程は、平成17年10月 1日から変更する。
- 5. この規程は、平成19年12月 1日から変更する。
- 6. この規程は、平成21年 4月 1日から変更する。
- 7. この規程は、平成22年 3月 1日から変更する。
- 8. この規程は、平成22年 4月 1日から変更する。
- 9. この規程は、平成22年 6月 1日から変更する。
- 10. この規程は、平成24年 8月 1日から変更する。
- 11. この規程は、平成24年10月 1日から変更する。
- 12. この規程は、平成25年10月 1日から変更する。
- 13. この規程は、平成26年 4月 1日から変更する。
- 14. この規程は、平成26年 8月 1日から変更する。
- 15. この規程は、平成27年 4月 1日から変更する。 16. この規程は、平成28年 6月 1日から変更する。
- 17. この規程は、平成30年 3月22日から変更する。
- 18. この規程は、平成30年 3月22日から変更する。
- 19. この規程は、平成30年 3月22日から変更する。
- 20. この規程は、平成31年 1月 1日から変更する。
- 21. この規程は、令和1年10月 1日から第8条2・3・4を変更する。
- 22. この規程は、令和2年 5月 1日から第4条を変更する。
- 23. この規程は、令和2年 8月 1日から第4条を変更する。
- 24. この規程は、令和3年 4月 1日から第4条・第12条を変更する。
- 25. この規程は、令和4年 4月 1日から第4条・第8条を変更する。
- 26.この規程は、令和4年 8月 1日から変更する。
- 27. この規程は、令和6年 4月 1日から変更する。